



催し

光の競演 かまがわイルミネーション プロジェクト

▽日時 12月2日～平成30年1月15日。午後5時～午前1時。
▽会場 釜川沿い(曲師町周辺)。
▽内容 釜川沿いの樹木イルミネーションの点灯。
▽その他 12月2日(土)午後5時～、釜川ふれあい



本文中に記載がないものは、原則として、対象外となります。費用は無料。申込不要(定員の記載があり申込の記載がないものも、当日、直接会場へ)。HPはホームページ、Eメールはアドレス、区は地区市民センター、出は出張所、運は生涯学習センター、参はつづのみや表参道スクエア、コは地域コミュニティセンター、活は市民活動センター

広場において、点灯式を行います。また、平成30年1月15日まで、オリオンスクエアや大通りの一部、二荒通りなど中心市街地で「うつのみやイルミネーション2017」を開催しています。

問 宇都宮まちづくり推進機構 ☎(632) 8215、地域政策室 ☎(632) 2108

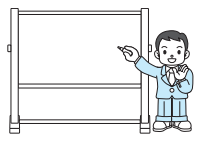
お正月は 梵天の湯に行こう 粗品プレゼント

▽期日 平成30年1月2日(火)・3日(水)。

▽会場 梵天の湯今里町。
▽定員 各先着200人。
問 梵天の湯 ☎(674) 8963

まちなか活性化 シンポジウム

▽日時 12月20日(水)午後1時～3時。午後0時30分から受け付け。



▽会場 市民プラザ(馬場通り4丁目・参6階)。
▽内容 西村浩さん(建築家)による、空き地の価値

政治家も有権者も 寄付禁止ルールを守って 明るい選挙の実現



年末年始は贈り物や祝い事をする機会が多い時期ですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。また、有権者が寄付を求めることも禁止されています。冠婚葬祭における贈答なども寄付になるので、注意してください。寄付禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

■三ない運動 「贈らない」「求めない」「受け取らない」を徹底しましょう。
▽政治家は有権者に寄付を贈らない。
▽有権者は政治家に寄付を求めない。
▽有権者は政治家からの寄付は受け取らない。

■禁止されている寄付の例
▽お歳暮、お中元。
▽町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ。
▽落成式、開店祝いの花輪。
▽病気見舞い。
▽葬式の花輪、供花。
▽秘書などが代理で出席する場合の結婚祝い・葬式の香典。
▽入学祝い、卒業祝い。
問 選挙管理委員会事務局 ☎(632) 2793

を高めることからエリア再生に取り組むことに関する

基調講演。「宇都宮のまちなかの現状と空き空間活用の可能性」と題した、西村

浩さん、山島哲夫さん(宇都宮共和大学シテイライフ

学部教授)、安森亮雄さん(宇都宮大学地域デザイン

科学部准教授)、塩田大成さん(ビルスタスタジオ代表

取締役)によるパネルディスカッション。

▽定員 先着50人程度。

▽申込 地域政策室(市役所5階)に置いてある申込用紙(市街)からも取り出し可)に必要な事項を書き、12

月3～13日(必着)に、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8540 市役所地域政策室 ☎(632) 2109、FAX ☎(632) 7072、Eメール higi.jp。010@city.utsunomiya.toc

月3～13日(必着)に、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8540 市役所地域政策室 ☎(632) 2109、FAX ☎(632) 7072、Eメール higi.jp。

月3～13日(必着)に、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8540 市役所地域政策室 ☎(632) 2109、FAX ☎(632) 7072、Eメール higi.jp。

月3～13日(必着)に、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8540 市役所地域政策室 ☎(632) 2109、FAX ☎(632) 7072、Eメール higi.jp。

月3～13日(必着)に、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8540 市役所地域政策室 ☎(632) 2109、FAX ☎(632) 7072、Eメール higi.jp。

月3～13日(必着)に、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8540 市役所地域政策室 ☎(632) 2109、FAX ☎(632) 7072、Eメール higi.jp。

月3～13日(必着)に、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8540 市役所地域政策室 ☎(632) 2109、FAX ☎(632) 7072、Eメール higi.jp。

月3～13日(必着)に、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8540 市役所地域政策室 ☎(632) 2109、FAX ☎(632) 7072、Eメール higi.jp。

月3～13日(必着)に、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8540 市役所地域政策室 ☎(632) 2109、FAX ☎(632) 7072、Eメール higi.jp。

月3～13日(必着)に、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8540 市役所地域政策室 ☎(632) 2109、FAX ☎(632) 7072、Eメール higi.jp。

月3～13日(必着)に、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8540 市役所地域政策室 ☎(632) 2109、FAX ☎(632) 7072、Eメール higi.jp。

月3～13日(必着)に、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8540 市役所地域政策室 ☎(632) 2109、FAX ☎(632) 7072、Eメール higi.jp。

月3～13日(必着)に、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8540 市役所地域政策室 ☎(632) 2109、FAX ☎(632) 7072、Eメール higi.jp。

月3～13日(必着)に、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8540 市役所地域政策室 ☎(632) 2109、FAX ☎(632) 7072、Eメール higi.jp。

月3～13日(必着)に、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8540 市役所地域政策室 ☎(632) 2109、FAX ☎(632) 7072、Eメール higi.jp。

月3～13日(必着)に、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8540 市役所地域政策室 ☎(632) 2109、FAX ☎(632) 7072、Eメール higi.jp。

月3～13日(必着)に、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8540 市役所地域政策室 ☎(632) 2109、FAX ☎(632) 7072、Eメール higi.jp。

月3～13日(必着)に、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8540 市役所地域政策室 ☎(632) 2109、FAX ☎(632) 7072、Eメール higi.jp。

月3～13日(必着)に、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8540 市役所地域政策室 ☎(632) 2109、FAX ☎(632) 7072、Eメール higi.jp。

プロから学ぼう 魚のさばき方と 煮つけ講座



▽日時 12月26日(火)午前9時30分～正午。
▽会場 城山区(大谷町)。

▽内容 初心者を対象にしたイナダのさばき方と煮付けについての実習。
▽対象 市内に在住か通勤

◎火事などの災害情報は消防出動情報で 消防出動情報は、電話や携帯サイトでお知らせしています。119番は火事や救急などの緊急通報用電話番号です。適正利用にご協力ください。なお、停電時には使えない電話があるので、携帯電話や公衆電話から119番通報をお願いします。災害情報テレホンサービス(自動音声) ☎(624) 2441、携帯サイト http://utsunomiya.mwjp.jp/mobile/?page=119。問 消防局通信指令課 ☎(625) 5599

している人。子ども同伴不可。

▽定員 先着16人。

▽費用 1000円(材料費)。

▽申込 12月4日午前9時から、電話で、中央卸売市場(637)6042へ。

市場一般開放 毎月第2土曜日は うんめくべ朝市

▽日時 12月9日(土)午前9時〜正午。

▽会場 中央卸売市場。

▽内容 水産物や水産加工

品、菓子・乾物などの関連

商品、野菜や果物の販売、

お楽しみ抽選会、県警察による交通安全イベント。

▽その他 青果棟は解放しませんが、駐車場に限りがあるため、来場の際は相乗りなどご協力ください。

また、休市日(12月3・6・10・17・31日)を除く午前10時〜午後3時(営業は午前中心)に関連棟を開放しています。

中央卸売市場(637)60

41、関連卸商協同組合(637)6811

お知らせ

市民憲章の実践活動を 紹介してください

市では、市民憲章が提唱する「明るく、楽しく、美しいまちづくり」活動を実践している個人・団体・企業などの情報を募集します。

▽対象 次のようなボランティア活動やまちづくりに貢献する活動。①毎朝個人で近所の公園の清掃②近所の学校の登下校中の見守り

③地域の伝統文化を学校やお祭りなどで普及④学校の生徒会で、一人暮らしの高

齢者宅へ訪問⑤その他市民憲章の趣旨に沿ったまちづ

くりの推進に寄与する活動。ただし、営利に直接的

に関わる活動や政治的・宗教的

活動や法令またはこれに準ずる規則などに違反す

る(した)活動は対象外と

します。なお、紹介していただく活動は、広く市民の

皆さんにお知らせするとともに、特に素晴らしい活動

については表彰します。

▽申込 各(区)などに置いてある紹介用紙に必要事項を書き、平成30年1月19

日(消印有効)までに、直接または郵送・ファクス・

Eメールで、市民憲章推進協議会事務局(市役所10

階・みなでまちづくり課内)☎(632)3268、

☎(632)3268、

✉u2207@city.utsunomiya.tochigi.jpへ。自薦・他薦

は問いません。紹介用紙は返却不可。詳しくは、市(区)をご覧ください。

市民憲章推進協議会事務局(632)2886

マイナンバー通知カード・マイナンバーカードを受け取りましたか

▽マイナンバー通知カードの受け取り 皆さんの大切なマイナンバー(個人番号)の通知カード、お手元に届きましたか。通知カードは、皆さまにマイナンバー(個人番号)をお知らせするための紙製のカードで、平成27年11月から簡易書留で送付されています。勤め先から源泉徴収などの関係でマイナンバーの提示を求められた際に利用できる他、通知カードと運転免許証などを併せて提示することで、各種手当の申請や税の申告などの行政手続きに利用できます。郵便局での受取期間経過や転送手続きをされているなどの理由で、まだ受け取っていない人は、郵便局から市役所に返戻されている場合がありますので、お早めに市民課☎(632)5266へお問い合わせください。

▽マイナンバーカードの受け取り 交付通知書(はがき)が届いた人は、内容を確認の上、早めの受け取りをお願いします。万が一、交付期限が過ぎた場合でも受け取りは可能です。平日の受け取りが困難な場合は、交付通知書に記載のある交付場所にご相談ください。

市民課☎(632)5266

身近にトラブル すぐ相談

▽消費生活センター相談状況 消費生活センターでは、悪質商法・契約トラブル、不当表示、製品事故、多重債務などの消費生活に関する相談を受け付けており、平成28年度には4,417件の相談がありました。



相談の中でも、スマートフォンの普及などにより、インターネット閲覧中に予告なく有料サイトに登録される「ワンクリック詐欺」や、携帯電話の簡易メールで身に覚えのない登録料を請求される「架空請求」などの苦情が世代を問わず後を絶たない状況です。平成29年度は、はがきによる架空請求の相談や商品の定期購入に関する相談が急増しています。

▽はがきによる架空請求 タイトルに「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと記載されており、はがきを見た人の不安をあと、記載のある連絡先に問い合わせしまうと、相手は巧みに個人情報聞き出し、お金を請求されるなどの可能性があります。もしこのようなはがきが自宅に届いた場合は、記載の連絡先へむやみに連絡せず、消費生活センターへ相談してください。

▽相談専用番号 消費生活センター☎(616)1547 市民課☎(616)1561

◎石綿による疾病の補償・救済 中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。中皮腫などで亡くなった人が過去に石綿業務に従事していた場合には、支給対象となる可能性がありますので、栃木労働局☎(634)9118へご相談ください。なお、詳しい制度の内容は、厚生労働省☎http://www.mhlw.go.jp/でもご覧いただけます。

お知らせ

男女共同参画推進センター (明保野町)の愛称が 「アコール」に決定

男女共同参画推進センターでは、親しみや関心を持ち、多くの人を利用してもらえるよう愛称を募集し、多くの応募の中から選考の結果、「アコール」という愛称に決定しました。

「アコール」は、フランス語で和音という意味です。一人ひとりの多様な個性が寄り添い、重なりあつて、相乗効果をもたらしながら新たなハーモニーを醸成していくイメージを男女共同参画社会の実現に向けた思いにつなげました。

「アコール」では、男女共同参画推進の拠点として、講座や研修会の開催、活動への相談支援、団体の交流促進、情報誌の発行による情報提供などを行っています。

皆さんの利用をお待ちしています。

男女共同参画推進センター ☎(636) 4075

まちなみ景観賞表彰式・講演会

魅力的な景観を創り出している建築物などを、市民の皆さんからの応募により表彰する「まちなみ景観賞」。今回もたくさんの応募があり、まちなみ景観賞大賞など、7件の受賞が決定しました。これを記念して、景観に関する講演会を開催します。

▽日時 12月22日(金)午後2時～4時。

▽会場 市役所 14階大会議室。

▽内容 表彰式。景観・まちづくりに関する講演会。

▽申込 総合案内(市役所1階)、各☒・☒・☒に置いてあるチラシの参加申込書(市☒からも取り出し可)に必要事項を書き、12月13日までに、ファクスまたはEメールで、都市計画課☎(632)2568、FAX(632)5421、✉ul201@city.utsunomiya.toc.higi.jpへ。

悠久の丘火葬に伴う 副葬品についての お願い

ひつぎの中に納める副葬品は、火葬の際に、焼骨をいためることやダイオキシ

ン類が発生する原因などにもなりますので、最小限にしてください。特に、ダイオキシン類を発生しやすい物質が複数入っていたり、燃えにくい物と一緒に入っていたりすると、より悪影響を与えることになりま

す。ご理解とご協力をお願いします。

遠慮してほしい副葬品

- ▽焼骨の損傷(変色など)や公害の恐れがある物
- 繊維の洋服や寝具、プラスチックビーズ製枕などのビニール・プラスチック・ナイロン・ポリエステル・化学合成繊維製品。
- ▽焼骨への焼け付き、爆発の恐れがある物
- 時計・メガネなどのガラス製品、貴金属製品。
- スプレー缶、ライター、電池などの危険物。
- ▽火葬の妨げとなる燃えにくい物
- 厚い書籍、多量のドライアイス、果物など。
- ▽その他
- 火葬に伴い危険がある物。
- なお、ペースメーカーを



▲まちなみ景観賞大賞 氷室あじさい坂



▲まちなみ景観賞 君岡鉄工宇都宮工場



▲まちなみ景観賞 作新学院前交差点周辺のまちなみ

使用していた場合には、必ず火葬前に申し出てください。

悠久の丘 ☎(649) 1150、生活安心課 ☎(632) 2866

パブリックコメントによる 意見を募集

市では、皆さんの意見を計画に反映するため、素案を公表し、意見を募集します。

1 第6次総合計画 市では、宇都宮の将来を長期的に見通し、目指すべき将来の都市像を定め、その具体化を図るためのまちづくりの指針となる「第6次総合計画」

の策定を進めています。
▽公表・意見募集期間 12月8日～平成30年1月8日。

2 地域防災計画 災害対策基本法の改正や、平成28年熊本地震などで指摘された課題などを踏まえ、本市のさらなる防災体制の充実強化を図るため、「地域防災計画」の見直しを進めています。

▽公表・意見募集期間 12月22日まで。
3 公表方法 各意見提出先、行政情報センター(市役所1階)、市☒、各☒・☒・☒で閲覧できます。
4 意見提出方法 直接また

◎宇都宮新卒応援ハローワークの開庁時間変更 平成30年1月4日(木)から開庁時間を変更します。
▽変更後の開庁時間 平日=午前8時30分～午後5時15分。土曜日=閉庁。☑宇都宮新卒応援ハローワーク ☎(678) 8311

本文中に記載がないものは、原則として、対象外となる。費用は無料。申込不要(定員の記載があり申込の記載がないものも、当日、直接会場へ)。HPはホームページ、EメールはEメール、☒は地区市民センター、☒は出張所、☒は生涯学習センター、☒はつづのみや表参道スクエア、☒は地域コミュニティセンター、☒は市民活動センター、☒はホームページ、☒はEメールアドレス

大学生によるまちづくり提案発表会

市内にある大学・大学院より16団体(下の表)が、本市のまちづくりに関する施策事業の提案を行います(口頭発表とポスター展示・説明)。

▽日時 12月15日(金)午前10時50分～午後5時05分。

▽会場 市役所14階大・14階C会議室。

問 うつのみや市政研究センター ☎(632)2059

提案名	提案団体名
インバウンド振興にむけた市内観光ルート[YUKAI SANPAI UTSUNOMIYA]の開発	宇都宮共和大学 シホホ ティライフ学部 テル・観光コース テル・観光研究会
(仮題)移動らくらく宇都宮	宇都宮大学 行政学 研究室チームB
篠井の活性化をはかる	放送大学 まちを研 究する会
「宇都宮市多言語総合情報ポータルサイトGATEWAY UTSUNOMIYA」の開設	宇都宮共和大学 シ内 ティライフ学部 藤・高丸ゼミ
みどりの宮マップ 環境視点のまちづくり	宇都宮大学 グリー ンズ
宇都宮、耕作放棄地やめるとよ	帝京大学 これぞ未 成年のちから
子どもの安全のための子育てミシュラン	宇都宮大学 子ども 班
パートナーシップ条例から考える宇都宮のダイバーシティ	宇都宮共和大学 吉 良・法律学ゼミ
(仮題)異世代(高齢者)×国際のホームシェアリング	宇都宮大学 行政学 研究室チームA
(仮題)宇都宮の明るい未来とLRT	作新学院大学 那須 野ゼミナール3年生
ブレックスアリーナ周辺どうにかしちゃう作戦	宇都宮大学 都市計 画研究室
(仮題)にぎわいステップ	宇都宮大学 建築計 画研究室
市民が望む持続可能な食の実現から描く宇都宮市の地域計画	宇都宮大学 農学部 農業経済学科 西山 研究室
みんなで創る花と緑のLRT	宇都宮共和大学 シ山 ティライフ学部 島ゼミ+都市アメ ニティ研究会
お節介人間養成大作戦 地域の台所を中心に	宇都宮大学 あいあ い食堂
オリオン通りの再活性化 日本一の商店街を目指して	帝京大学 地域経済 学科3年山川ゼミ

▽日時 12月19日(火)午後

あなたの声を市政に まちづくり懇談会

は送付・ファクス・Eメール(意見・住所・氏名・電話番号・年齢・性別を明記)で、**1**〒320-8540市役所政策審議室 ☎(632)2115、**FAX**(632)5422、☒u2005@city.utsunomiya.tochigi.jp、**2**〒320-8540市役所危機管理課 ☎(632)2053、**FAX**(632)7123、☒u2135@city.utsunomiya.tochigi.jp。

6時30分。

▽会場 豊郷区(岩曽町)。

▽内容 市のまちづくりなどについて、市民の皆さんと市長が地域の課題を中心に意見交換を行う。
▽その他 2歳以上の未就



学児の託児を希望する人は、開催日の1週間前までに、電話で、広報広聴課 ☎(632)2025へ。

地籍調査成果の 閲覧

平成28年度に一筆地調査(境界立ち合い)を行った各調査区について、地籍図と地籍簿の案ができましたので、国土調査法に基づく閲覧を行います。
▽閲覧期間 12月6～25日、午前9時30分～午後4時。

国土利用計画法に 基づく届け出が必要です

一定面積以上の土地売買などの契約をした場合には、契約の日を含め2週間以内に、その土地の利用目的などを届け出ることが義務付けられています。
▽対象面積 市街化区域は2000平方メートル以上、市街化調整区域は5000平方メートル以上。個々の面積が小さくても、取得した土地の合計が、面積要件以上になる場合(一団の土地)は届け出が必要です。
▽取引形態 売買、代物弁済、交換、賃借権の設定など(取引予約も含む)。
問 都市計画課 ☎(632)256

◎下栗VI調査区の登記完了 平成24年度に地籍調査を行った、下栗VI調査区(下栗町の一部)の土地について、法務局での登記が完了しました。道路管理課(市役所8階)で、地籍図や地積測量図(一筆地座標面積計算書)の閲覧や複写ができます。▽費用 地籍図の写し=1枚300円、地積測量図の写し=1筆300円。問 道路管理課 ☎(632)2238